


<p style="text-align: center;"><b>岡山県公報</b></p>	<p style="text-align: center;">目次</p>	<p>○ 岡山県税条例等の一部を改正する条例 【条 例】</p> <p>○ 公布した条例の解説 【解 説】</p>
<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>	<p style="text-align: center;">税務課 総務学事課</p>
		
<p style="text-align: center;">目次</p>		
<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>		

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第九十二号

岡山県税条例等の一部を改正する条例

（岡山県税条例の一部改正）

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四百条第一項中「数量」の下に「（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第四百条の二十三第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第十四条の二及び附則第十四条の二の四中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の二、附則第十七条の二の二第一項及び附則第十七条の二の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十一条の二に次の一項を加える。

4 法附則第十二条の二の七第九項に規定する特例対象事業者（次条第一項において「特例対象事業者」という。）のうち、同項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第三百条第三項に規定する炭化水素油をいう。次条第一項において同じ。）である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第四百条第一項（第五号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第二十一条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第三号に掲げる軽油の引取りを行つた特例対象事業者が、令和九年三月三十一日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。）は、第四百条の二十三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定の適用を受けた者については、前条第二項において準用する第百四条の十七第二項の規定は適用しない。

附則第二十一条の三の四及び附則第二十一条の三の六第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十一条の三の六第四項及び第五項を削り、同条第六項中「車両総重量」の下に「（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の下に「（省令で定める被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第七項を第五項とする。

附則に次の一条を加える。

（二千二十七年国際園芸博覧会の開催に伴う県税の特例）

第二十六条 公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会（以下この項及び次項において「博覧会協会」という。）、法附則第七十八条第一項第三号に規定する参加国等（第三項において「参加国等」という。）又は同条第一項第五号に規定する参加者が、同項第一号に規定する博覧会（以下この項及び次項において「博覧会」という。）の終了の日から六月を経過する日において、博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋で令で定めるもの又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供する家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

2 博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋（博覧会の用に供される家屋で令で定めるものであつて、博覧会協会に貸し付けることにつき省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）を所有しているときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

3 令和七年度から令和九年度までの各年度分の自動車税の種別割に限り、参加国等又は法附則第七十八条第一項第四号に規定する参加国等の代表等が所有する自動車で令で定めるものに対しては、第百五条第一項の規定にかかわらず、自動車税の種別割を課さない。

（岡山県条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 岡山県条例の一部を改正する条例（令和六年岡山県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「もの又は」を「もの若しくは」に、「のうち」を「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新条例第四十三条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の

# 令和7年3月31日 岡山県公報 号外

額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号口に規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。)のうち」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 新条例第四百条第一項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第二十一条の二第四項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

5 新条例附則第二十一条の二第二項の規定は、施行日以後の炭化水素油(岡山県税条例第三百三条第三項に規定する炭化水素油をいう。)の製造について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

6 令和六年四月三十日までに取得された第一条の規定による改正前の岡山県税条例附則第二十一条の三の六第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(解説)

◎ 岡山県税条例等の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、法人の県民税及び事業税における特定寄附金税額控除の適用期限を延長することとする等所要の改正を行うものである。